

令和7年11月 校長会資料

1	令和7年度における教職員等の学校給食費改定について……………	1
2	令和8年度給食実施予定について……………	2
3	令和7年度高学年教科担任制の検証について……………	4
4	令和8年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について……………	8
5	2025（令和7）年度人権教育取組状況について……………	15
6	自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入の周知について……………	17

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和 7 年度における教職員等の学校給食費改定について

市内公立幼稚園、小中学校での給食提供については、本年度から学校給食費における食材調達費を増額し、提供を実施してまいりました。

しかしながら、新米及びその他食材等の物価上昇の影響により、教育委員会で計上しておりました当初予算額では年度内までの給食の提供が困難であることから、安定的な給食提供を維持するため、今後、食材調達費について増額補正を行う予定としております。

増額補正の対応に伴い、児童生徒分の学校給食費については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することにより据え置きを予定しておりますが、教職員等の学校給食費については、下記のとおり改定を予定しております。

なお、この改定内容は、市議会 12 月定例議会における補正予算議案の議決を前提としたものであり、予定の内容ではございますが、教職員等への円滑な周知を図るため、事前にお知らせするものですので、御承知おき願います。

記

1 教職員等の学校給食費改定額（予定）

区分	当初	改定後
幼稚園・小学校	年額 52,800 円	年額 55,800 円（3,000 円増額）
中学校	年額 59,400 円	年額 62,730 円（3,330 円増額）

2 改定時期 令和 8 年 1 月 1 日（予定）

3 改定額の精算について（予定）

改定に伴う増額分は、第 10 期（3 月）分にて徴収を予定しています。

区分	徴収期（月）	徴収額（概算）
幼稚園・小学校	第 9 期（2 月）	4,800 円
	第 10 期（3 月）	7,800 円（概算）
中学校	第 9 期（2 月）	5,400 円
	第 10 期（3 月）	8,730 円（概算）

※上記徴収額は概算であり、喫食状況に基づき徴収額を確定します。

【事務担当】

教育委員会事務局 教育総務課

TEL：059-382-1214

FAX：059-383-7878

メール：kyoikusomu@city.suzuka.lg.jp

令和8年度給食実施予定表(幼稚園・小学校)

合計 183 回

4 14 回							5 18 回							6 22 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4					1	2	1	2	3	4	5	6	
5	6	7	8	9	10	11	③	④	⑤	⑥	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
26	27	28	②	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
							31													
7 11 回							8 0 回							9 17 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3						1			1	2	3	4	5	
5	6	7	8	9	10	11		2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	⑨	10	⑪	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
19	②	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	②	②	③	24	25	26
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
							30	31												23
10 21 回							11 19 回							12 15 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	③	4	5	6	7		1	2	3	4	5	
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
⑪	⑫	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	22	③	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		
1 13 回							2 18 回							3 15 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					①	2		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	⑪	12	13	7	8	9	10	11	12	13
10	⑪	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	③	24	25	26	27	21	③	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31			
31																				

内が、給食実施日となります。

1年生は、13日から給食を開始。

幼稚園5歳児13日、4歳児14日、3歳児20日から給食を開始。

3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている。)

パン予定日
 休業日(夏季、冬季、学年始・末)
 祝日及び振替休日

令和8年度給食実施予定表(中学校)

合計 181 回

4 14 回							5 18 回							6 22 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4						1	2	1	2	3	4	5	6	
5	6	7	8	9	10	11	③	④	⑤	⑥	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
26	27	28	②⑨	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
							31													
7 9 回							8 0 回							9 18 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3						1			1	2	3	4	5	
5	6	7	8	9	10	11		2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	⑨	10	⑪	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
19	②⑩	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	②⑪	②⑫	②⑬	24	25	26
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
							30	31												
10 21 回							11 19 回							12 13 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	③	4	5	6	7		1	2	3	4	5	
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
⑪	⑫	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	22	②⑬	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		
1 14 回							2 18 回							3 15 回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					①	2		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	⑪	12	13	7	8	9	10	11	12	13
10	⑪	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	②⑬	24	25	26	27	21	②⑭	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31			
31																				

内が、給食実施日となります。

3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている。)

パン予定日
 休業日(夏季、冬季、学年始・末)
○ 祝日及び振替休日

令和7年度 高学年教科担任制の検証について

1. はじめに

国は、令和4年度から小学校高学年における教科担任制に係る加配定数を措置し、学びの質の向上と教師の持ち授業時数を軽減することとしています。

また、令和8年度の概算要求では、教科担任制を小学校4年生まで拡大する旨を示しているところです。

本市におきましては、小学校高学年における教科担任制の充実を図るために、令和7年7月にアンケート調査を実施しました。各校におきましては、取組の円滑な実施に向け、本調査結果を参照いただくよう、お願いします。

2. 期待される効果

小学校高学年における教科担任制の導入により期待される効果は、次のようなことが考えられます。

・学習指導及び生徒指導の充実 ・働き方改革の推進 ・中学校への円滑な接続 等

3. 留意事項

加配定数が措置されている学校においては、国が示す優先教科(外国語、理科、体育、算数)で実施できるよう、時間割編成等の工夫をお願いします。

4. アンケートの回答結果について

【回答者】校長:3名 教頭:18名 高学年担任:5名 その他:4名 【実施時期】1学期末

(1) 「高学年教科担任制」の導入によって、授業の質は向上しましたか。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①そう思う	30.0%	30.0%	43.3%
②どちらかと言えばそう思う	60.0%	50.0%	40.0%
③あまり変わらない	6.7%	6.7%	3.3%
④変わらない	0.0%	0.0%	0.0%
⑤現状では、検証できない	3.3%	13.3%	13.3%

(2) 「高学年教科担任制」の導入によって、児童一人ひとりの学習意欲は高まりましたか。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①そう思う	13.3%	20.0%	26.7%
②どちらかと言えばそう思う	66.7%	46.7%	56.7%
③あまり変わらない	10.0%	20.0%	6.7%
④変わらない	3.3%	0.0%	0.0%
⑤現状では、検証できない	6.7%	13.3%	10.0%

(3) 「高学年教科担任制」の導入によって、多面的な児童理解が進みましたか。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①そう思う	40.0%	46.7%	50.0%
②どちらかと言えばそう思う	53.3%	40.0%	36.7%
③あまり変わらない	0.0%	3.3%	0.0%
④変わらない	0.0%	0.0%	0.0%
⑤現状では、検証できない	6.7%	10.0%	13.3%

(4) 「高学年教科担任制」の導入によって、持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等、高学年の負担軽減が図られていますか。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①そう思う	17.2%	23.3%	30.0%
②どちらかと言えばそう思う	44.8%	46.7%	46.7%
③あまり変わらない	31.0%	13.3%	13.3%
④変わらない	0.0%	16.7%	10.0%
⑤以前よりも負担が増した	6.9%	0.0%	0.0%

(5) 「高学年教科担任制」の成果と課題について（自由記述より）

【成果】

○授業の質向上と教材研究の効率化

専門性の活用と授業の質向上

・担当教員が専門性や得意分野を生かし、内容を工夫して授業を行うことで、児童の学びが深まり、授業の質が向上した。

教材研究の充実と負担軽減

・教材研究をする教科数が減るため、特定の教科に集中でき、より専門的な教材研究が可能になった。同じ内容の授業を複数回行うことで、授業づくりについて振り返り、質を上げる工夫がしやすくなった。これにより、授業準備の負担が軽減され、勤務時間の削減につながった。

○多角的視点による児童理解と組織的対応

多面的な児童理解

・複数の教員が児童と関わることで、児童を多角的に観察でき、児童理解が深まった。
・担任クラスを客観視できるようになった。

学年チームでの支援

・他クラスの担任が関わる機会が増えたことで、児童が相談しやすくなり、生活指導等で学年チームとしてよりスムーズに対応できるようになった。児童の状況や変化をいち早く掴み、役割分担をして支援できた。

接続の円滑化

・担任以外の教員の多様な価値観に触れ、中学校への接続がスムーズに行える。

○教員の業務効率化

学級担任の負担軽減

- ・学級担任が受け持つ教科が減ることで、担任自身の授業準備の負担が軽減され業務の効率化につながった。

【課題】

●時間割編成と運用の柔軟性

時間割変更に伴う柔軟な対応

- ・学校行事等の振替のため、授業時間の変更や授業時数を確保することが困難である。また、複数交換の際、誰かが休むと玉突き式に空き時間がなくなり、補充の組み立ても複雑になる。

持ちコマ数の制約

- ・教科の配当時数が同じものが少なく、交換できる教科が限られてしまう。

●情報共有の不足と負担の偏り

情報共有の困難さ

- ・学級担任と担当教員（非常勤講師等）との情報共有の時間が十分に取れない。

負担の偏り

- ・担当する教科に専門性がない場合や、担当教科によっては負担が大きくなるなど、教員間で負担が変わることがある。

●人的配置と制度上の課題

教員の増員・加配の必要性

- ・教員の増員や常勤加配が措置されないで教科担任制は実施できず、真に成果を出すことが難しいと感じる。

配置の不十分さ

- ・中学校のような免許制度ではないため、教科担任制を考慮した人員配置となっていない。
- ・専科教員の増員が必要である。

単級校における実施の困難

- ・単学級では、教材研究や授業準備の負担軽減効果が得られない。クラス数が少ないと教科担任制の意味がないと感じる。

(6) 「高学年教科担任制」に関する意見（児童・保護者）

- ・いろいろな先生に見てもらえるのが嬉しい、安心できる。
- ・担任以外の先生とも話しくなって、何かあった時に担任の先生以外に相談しやすい。
- ・いろいろな先生の授業が受けられるので、楽しい。
- ・中学校へ行く前に少しでも慣れるからありがたい。
- ・中学校生活に向けて良い経験となっており、非常に好評である。
- ・学習への集中度が高まっている実感がある。

5. 令和8年度へ向けて

(1) 次年度の本市における教科担任制について

次の3点を共通実施内容とします。

- ① 5・6年生がそれぞれ2学級以上有する学校においては、同学年の担任間でそれぞれ1教科以上、授業交換する。交換する教科は各校で決定する。
- ② 5・6年生がいずれも単学級の学校においては、専科教員や他学年担任等の活用により、高学年の担任の負担軽減(持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等)を図る。
- ③ 5・6年生が併せて3学級以上有する学校においては、複数学級のある学年において、それぞれ1教科以上、授業交換する。交換する教科は各校で決定する。

(例:5年生2学級、6年生1学級の場合は5年生で授業交換)

※加配定数が措置されている学校においては、国が示す優先教科(外国語、理科、体育、算数)で実施できるよう、時間割編成等の工夫をお願いします。

(令和8年度概算要求には記載なし。)

※各校の状況や実態に応じて、中学年でも取組を推進してください。

(2) 各校の時間割について

下の二次元コードを読み取っていただくと、今年度の各校の高学年時間割を参照することができます。(※クロームブックで二次元コードを読み取ってください。)



R7高学年時間割

鈴教指第2165号
令和7年11月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和8年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について（依頼）

このことについて、関係資料を下記の通り送付します。

については、学校運営協議会で協議の上、年間計画を立てていただき、計画立案後、随時、別紙の提出をお願いします。

なお、年間計画を立てる際には、令和2年1月27日付け三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について」に留意していただきますようお願いします。

記

- 1 提出文書 令和8年度土曜日の教育活動年間実施計画書（別紙）
令和7年度土曜日の教育活動実施報告書（別紙）
- 2 提出期限 令和8年3月6日（金）
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部署メール
- 4 送付文書
 - （1）令和8年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について
 - （2）令和2年1月27日付け三重県教育委員会 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について（写）
 - （3）令和8年度土曜日の教育活動年間実施計画書（別紙）
 - （4）令和7年度土曜日の教育活動実施報告書（別紙）※（3）（4）は、同一Excelファイル内に各シートが作成されています。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 鈴村 一将
TEL：059-382-9028
E-Mail：kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和8年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について

鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課
教育指導課

本市における土曜日の教育活動について、来年度の基本的な方向については、以下のとおりとします。

1 土曜日の教育活動の考え方

- (1) 学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体でこどもを育てる。
こどもたちに豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- (2) 地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。
- (3) 国・県の動向を受け、本市の土曜日の教育活動の内容については、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の3つの形態に整理する。
- (4) 学校運営協議会で協議の上、「土曜日の教育活動」を実施することができる。
- (5) 実施内容については、年間実施計画を教育委員会事務局教育指導課に提出する。

2 「土曜授業」について

- (1) 教育課程内の学校教育活動として位置づける。
- (2) 授業は、原則として午前中に行う。給食は実施しない。
- (3) こどもの振替休業日は、設定しない。
- (4) 出席簿は、通常の授業日と同様の扱いとする。(曜日は黒字)
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。

3 「土曜の課外授業」について

- (1) 教育課程外の学校教育活動として位置づける。具体的には、希望者を対象として学習等の機会を設けることを想定する。
- (2) こどもの振替休業日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 勤務時間に応じて教職員の振替を設定する。(振替を設定する場合は、原則として4時間の勤務命令が必要となる。)

4 「土曜学習」について

- (1) 学校以外の者が主体となり、希望者に対して学習等の機会を設ける。教育委員会等(公的)やNPO、PTA、地域の団体等が主催する活動などが該当する。
- (2) こどもの振替休業日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 教職員の振替は設定しない。

5 その他

平成26年2月26日付け三重県教育委員会通知における「実施に当たっての留意点」に準じる。

〈土曜日の教育活動について〉

主体が公的なもの(学校・教育委員会)		主体が公的でないもの (NPO等)
③ 教育委員会等の管理下 教育課程内の学校教育 ①「土曜授業」 教育課程外の学校教育 ②「土曜日の課外授業」		④ NPO等による 民間活動
		「土曜学習」

【 参考 】

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施・中止・延期する場合には時間的余裕を持って対外的な周知に努めるとともに、速やかに教育委員会事務局へ連絡すること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 教職員の時間外労働時間が増加することのないように授業日の勤務体制に配慮すること。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めること。
- (6) 教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき週休日の振替等を行うこと。週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には条例等に基づき適切に行うこと。
- (7) 実施状況を検証すること。

【三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業について」平成26年2月26日】

令和2年1月27日

公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について

三重県教育委員会

土曜日等の授業については、平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、県教育委員会としても、平成26年2月26日付「公立小・中学校における土曜日の授業について」（参考）において、公立小・中学校における土曜日の授業についての基本的な考え方や実施に当たっての留意点を取りまとめ、周知しました。これにより、県内の各公立小・中学校等においては、当該通知の内容を踏まえ、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、各学校の実情に合わせて、工夫した取組が行われてきたところです。

一方で、本県の教職員の働き方は、月45時間を超える時間外労働者が少なくない状況があり、過重労働の解消に向けた対応が求められています。令和2年4月から時間外労働時間の上限が設定され、今後、教職員の過重労働防止の視点がより一層必要になります。

このような中、土曜日の授業の実施について、地域の活動との調整が困難であることや、同一週における振替の実施率が低く過重労働の要因の一つであるといった指摘をいただいています。

上記の状況を踏まえ、土曜日の授業の実施については、下記の内容に十分ご留意いただき、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

〔内 容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休日設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) 実施状況を検証すること。

令和8年度 土曜日の教育活動 年間実施計画書

令和8年3月現在

提出期限: 令和8年3月6日(金)

鈴鹿市立 学校

回数	月	日	形態	教育活動の内容
記入例	5	24	土曜学習(学校以外の者が主体)	地域スポーツ推進員によるニュースポーツ
記入例	8	23	土曜学習(学校以外の者が主体)	PTA奉仕作業
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

令和7年度 土曜日の教育活動 実施報告書

令和8年3月現在
* 実施予定を含む

提出期限: 令和8年3月6日(金)

鈴鹿市立 学校

回数	月	日	形態	教育活動の内容
記入例	5	25	土曜学習(学校以外の者が主体)	地域スポーツ推進員によるニュースポーツ
記入例	8	24	土曜学習(学校以外の者が主体)	PTA奉仕作業
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

令和7年11月

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

2025(令和7)年度 人権教育取組状況について(依頼)

平素より、人権教育の推進にご尽力をいただきありがとうございます。

本年度の人権教育推進担当者会においてお伝えさせていただいた「鈴鹿市教育振興基本計画(令和6年度～令和9年度)基本事業2-4 人権教育」の「めざす姿の達成に向けた取組内容」について各校で振り返りを行い、「2025(令和7)年度 人権教育取組状況(別紙)」の提出をお願いいたします。

1 送付文書

- ・2025(令和7)年度 人権教育取組状況について
- ・2025(令和7)年度 人権教育取組状況報告(別紙)

2 提出物 2025(令和7)年度 人権教育取組状況報告(別紙)

3 提出期限 2026(令和8)年2月4日(水)
※電子媒体での提出をお願いします。

4 提出先 教育支援課 (kyoikushien@city.suzuka.lg.jp)

【事務担当】

教育支援課 人権教育センター

TEL 384-7411 FAX 384-7412

教育支援課 : kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

2025(令和7)年度 人権教育取組状況について

2025(令和7)年度人権教育推進担当者会において次の内容をお伝えしました。

「鈴鹿市教育振興基本計画(令和6年度～令和9年度)基本事業 2-4 人権教育」において「こどもたちが、身の回りにある人権問題・いじめ問題に対する理解と認識を深め、自分も他者も大切に、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身につけています」とめざす姿を示しています。

【めざす姿の達成に向けた取組内容】

- ①こどもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進める。
- ②中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、それぞれの地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図る。
- ③中学校区こども人権フォーラムを開催し、中学校区でこども人権ネットワークづくりを進める。
- ④児童の権利(子どもの権利条約)について学習する機会を位置づける。
- ⑤児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止の取組を行う。

【めざす姿の達成に向けた取組内容】の②、③については、「2025(令和7)年度 中学校区人権教育研究推進事業 実施報告書」にて各中学校区より実施報告をしていただきます。⑤については、「いじめ防止強化月間における取組状況について」等により各校より報告いただいています。

ここでは、【めざす姿の達成に向けた取組内容】の①、④について、自校の本年度の取組を振り返り、別紙にてお答えください。

- ①こどもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めることができたか。

<振り返りのポイント>

- ・自校の現状と課題(児童生徒の人権意識、保護者や地域の人権意識、教職員の人権意識)をふまえた人権教育推進計画や人権教育カリキュラムとなっていたか。
- ・すべての教職員が、現状や課題、子どもにつけたい力を認識し、人権教育カリキュラムに基づき学校全体で計画的に取組を進めることができたか。
- ・県教委作成の「人権教育カリキュラムチェックシート」等を活用しながら、人権教育カリキュラムの見直しを実施できたか。(見直した人権教育カリキュラムは、教育支援課にデータにてご提出ください。)

- ④児童の権利(子どもの権利条約)について学習する機会を位置づけることができたか。

<振り返りのポイント>

- ・教職員が「子どもの権利条約」を理解することができたか。
- ・自校の人権教育カリキュラムに「子どもの権利条約」または「子どもの人権」についての学習を位置づけ、教科(社会科等)、道徳科、学活、総合的な学習の時間等の中で児童生徒の発達段階に応じて実施することができたか。

※締切 2026(令和8)年2月4日(水)データにてご提出ください。

(教育支援課: kyoikushien@city.suzuka.lg.jp)

令和7年10月24日

各市町等教育委員会事務局
生徒指導主管課長 様

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則
通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」の周知に
ついて（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり、令和7年10月21日付、事務連絡により、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

令和8年4月1日より、自転車の一定の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることに伴い、別紙のとおり警察庁より、自転車の基本的な交通ルール及び自転車の交通違反の指導取締りの基本的な考え方についてとりまとめた「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」（以下、「ルールブック」）が作成され、警察庁のホームページで公表されました。

つきましては、「青切符」の対象が16歳以上の者を対象としていますが、近年の自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しい状況であることから、本ルールブックを下記のURLからダウンロードしていただき、引き続き、生徒に対する効果的な交通安全教育の推進に努めていただくよう、お願いいたします。

○ 送付書類

- ・（写）「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」の周知について
- ・ ルールブック <https://www.npa.go.jp/news/release/2025/rulebook.pdf>

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課経由



【事務担当】

三重県教育委員会事務局
生徒指導課 藤下 弘哉
TEL 059-224-2332
E-mail : seishi@pref.mie.lg.jp